

九大薬友会関西支部 規約

1. 本支部は関西地方在住の九大薬友会会員をもって構成し、九大薬友会関西支部と称する。
2. 本支部の所在地は会計の住所とする。また、事務局を大阪府堺市中区学園町1-1に置く。
3. 本支部は関西地区在住の薬友会会員の相互の連絡と親睦の向上を目指し、ひいては母校の発展に寄与することを目的とする。
4. 本支部会員の資格は九大薬友会会則に準ずるものとする。本支部は支部総会の議を経て、顧問を委託することができる。
5. 本支部は2条の目的を達成するため次の事業を行う。
 - イ 支部総会の開催
 - ロ 支部ホームページの運営および支部会誌のホームページへの掲載（不定期）
 - ハ その他、適当と認められる事業
6. 本支部には次の役員をおく。支部総会において次年度役員を選出するものとし、任期は2年、原則として総会開催日に交代する。但し、重任は妨げない。

イ 支部長	1名
ロ 副支部長	2名
ハ 幹事長	1名
ニ 会計	1名
ホ 幹事	若干名
ヘ 会計監査	2名
7. 支部運営のために、支部会員は別に定める会費を納入しなければならない。会計年度は4月1日より翌年の3月31日とする。
8. 本会の設立年月日は昭和60年（1985年）9月20日とする。

付 則

1. 本支部の範囲は、近畿地方および三重、徳島の各県と名古屋市通勤圏内とする。
2. 支部会費は1000円とする（但し、夫婦会員は2名で1500円）。
3. 支部長は支部ホームページの管理責任者となり、ホームページ運営のための管理担当者を任命する。
4. 本支部の事務局を、大阪府立大学大学院理学系研究科におく。

この規約の記載内容について事実と相違ないことを証明します。

九大薬友会関西支部 支部長 永繁 晶二

住所

599-8531 大阪府堺市中区学園町1-1

大阪府立大学大学院理学系研究科 藤井研究室内

九大薬友会関西支部事務局